

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.001

処 分 名	体育施設の使用の許可の取消し等
処 分 の 概 要	教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)は、一定の事由に該当するときは体育施設の使用許可を取り消すこと等ができません。
根拠条例等・条項	春日部市立体育施設条例（平成 17 年条例第 190 号）第 8 条、第 21 条
処 分 基 準	<p>教育委員会は、使用者が以下のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができます。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 春日部市立体育施設条例又はこれに基づく規則に違反した場合。(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可をうけた場合。(3) 職員の指示に従わない場合。(4) 暴力団の利益になることが判明した場合。(5) その他管理上支障がある場合。 <p>使用者は、次に掲げる事項を守らなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 許可なく附属設備その他の器具等を搬出しないこと。(2) 許可された使用目的以外に施設及び附属設備その他の器具等を使用しないこと。(3) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。(5) 許可なく火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。(6) 許可なく物品の販売や陳列をし、又は金品の寄附や集金行為をしないこと。(7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障を来す行為をしないこと。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市立体育施設条例

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

第3条

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.002

処 分 名	市立学校夜間照明施設の使用の許可の取消し等
処 分 の 概 要	教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)は、一定の事由に該当するときは夜間照明施設の使用許可を取り消すこと等ができます。
根拠条例等・条項	春日部市立学校夜間照明施設条例（平成 17 年条例第 191 号）第 7 条 春日部市立体育施設条例(平成 17 年条例第 190 号)第 21 条
処 分 基 準	<p>教育委員会は、利用団体が以下のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができます。</p> <p>(1) 春日部市立学校夜間照明施設条例又はこれに基づく規則に違反した場合。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合。</p> <p>(3) その他管理上支障がある場合。</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者数が施設の収容能力を超過していたとき・消防法上危険なとき・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障があるとき <p style="text-align: right;">等</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市立学校夜間照明施設条例

(許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

■春日部市立体育施設条例

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(使用の制限)

第3条

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課 No.003

<p>処 分 名</p>	<p>市立学校施設の利用の中止等</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>教育委員会は、一定の事由に該当するときは学校開放施設の使用許可の中止を命ずること等ができます。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市立学校施設の開放規則（平成 17 年教育委員会規則第 33 号）第 10 条 春日部市立学校施設の開放に関する実施細則（平成 18 年 教育長決裁）第 19 条</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>教育委員会は、春日部市立学校施設の開放規則若しくはこれに基づく実施細則又はこれらに基づく管理責任者若しくはその所属職員又は管理指導者の指示に従わないときは、利用者に対して利用の中止を命ずることができます。</p> <p>また、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者には開放施設の利用の停止又は開放校からの退去を命ずることができます。</p> <p>教育委員会は、利用者が以下のいずれかに該当するときは、利用の中止又は退去を命ずることができます。</p> <p>(1) 利用が申込みの内容と異なる場合。 (2) 学校管理上特に支障がある場合。 (3) 次の利用者心得に違反した場合。</p> <p>「利用者心得」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用許可時間を守り、指導員が必ずついていること。 2 校庭内に自動車・バイク・自転車等で入らないこと。 3 利用施設の敷地内は禁煙とし、各団体において受動喫煙防止を図ること。 4 ペットボトル・空缶・空瓶・ゴミ等は必ず持ち帰ること。 5 小学校校庭での金具のついたスパイクは使用しないこと。 6 学校の施設・設備・器具など利用許可物件以外に手をふれたり、校舎内に立ち入らないこと。特に体育館内のステージには上がらないこと。 7 校庭・体育館の施設・設備・器具等を破損した場合は、指導員が必ずウイング・ハット春日部（Tel 7 3 3 - 7 5 7 5）に届け出て、速やかに弁償して原状に復すること。 ガラスは当日中に修理すること。 8 使用後の清掃・後始末をきちんとし、指導員は必ず点検すること。 9 傷害事故等については、利用者側で一切の責任を負うこと。

	<p>又、観覧者との事故が起きた場合は、当事者で話し合い解決すること。</p> <p>10 体育館への出入りは、許可を得た利用団体以外の者は禁止する。</p> <p>11 使用に不当な行為があった場合は、使用を禁止する。</p> <p>12 必要あるときは運営委員会委員、又は管理指導者の指示に従うこと。</p> <p>13 雨天等で開放施設の利用が危ぶまれたときは、指導員の指示を得ること。</p> <p>14 指導員は、利用状況を日誌に記入し、教育委員会へ提出すること。</p> <p>15 利用団体は、利用権を譲渡・転貸しないこと。</p> <p>16 その他公益を損なうことのないよう行動すること。</p>
<p>設定年月日</p>	<p>平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 10 月 1 日）</p>
<p>備 考</p>	
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市立学校施設の開放規則</p> <p>第 10 条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則又はこれらに基づく管理責任者若しくはその所属職員又は管理指導者の指示に従わないときは、利用者に対して利用の中止を命ずることができる。</p> <p>2 教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放施設の利用の停止又は開放校からの退去を命ずることができる。</p> <p>■春日部市立学校施設の開放に関する実施細則</p> <p>第19条 教育委員会は、規則第10条の規定に基づき、次の各号の一に該当するときは、開放施設の利用者に対して利用の中止又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用が申込みの内容と異なるとき。</p> <p>(2) 学校管理上特に支障があるとき。</p> <p>(3) 別表に定める利用者心得に違反したとき。</p> <p>別表（第19条関係） 利用者心得（略）</p>

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課 No.004

処 分 名	スポーツ傷害等見舞金の返還
処 分 の 概 要	不正に支給を受けたスポーツ障害等の見舞金等は、返還しなければなりません。
根拠条例等・条項	■春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例 (平成 17 年条例 192 号) 第 8 条
処 分 基 準	偽りその他不正な手段により見舞金等の支給を受けた者がいるときは、市長はその返還を命じ、その者は当該見舞金等を返還しなければなりません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市スポーツ傷害等見舞金支給条例

(見舞金等の返還)

第8条 偽りその他不正な手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、市長はその返還を命じ、その者は当該見舞金等を返還しなければならない。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋